

# 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山))

平成29年9月11日  
日本原子力発電株式会社

No	分類			審査会合 日付	指摘事項	対応状況	反映箇所
	大分類	中分類	小分類				
492-1	6条(火山)			2017/8/3	平12建設省告示2464号(JIS適合品については、材料強度を1.1倍以下の数値をとることが可能である)は、積雪荷重に対する評価に適用可能なこと及び適用事例があれば示すこと。また、指針類に同様の扱いがあるかを確認すること。	今回ご説明	建築基準施行令第82条の5第2号から、平成12年建設省告示第2464号第3が導かれることを確認し、材料強度×1.1倍を適用していることを確認しました。 積雪荷重に対して適用した事例について指針類には示されていないため、F値×1.1倍から算出した圧縮応力度は座屈耐力と比べて保守性があることを記載しました。
492-2	6条(火山)			2017/8/3	許容堆積荷重の算定は実質的に応力評価なので評価内容を説明すること。また、設置許可、工事認可それぞれのフェーズで示す内容について整理すること。	今回ご説明	建屋自身がMS-1の機能をもち短期許容応力度で健全性を確認する原子炉建屋と、クラス2設備を内包する建屋のうち終局強度に対して健全性を確認するタービン建屋を代表として、評価概要及び評価結果を記載しました。 また、設置許可段階では、これらの原子炉建屋とタービン建屋を代表として評価概要と成立性についてご確認していただき、工事認可においては、使用済燃料乾式貯蔵建屋を含め主トラス部の計算書を提示します。